

野洲市監査委員監査基準

目次

- 第1章 一般基準（第1条—第7条）
 - 第2章 実施基準（第8条—第13条）
 - 第3章 報告基準（第14条—第19条）
- 付則

第1章 一般基準

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）及び野洲市監査委員条例（平成16年野洲市条例第27号）の規定により野洲市監査委員（以下「監査委員」という。）が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為に関し必要な事項を定める。

（監査委員の目的及び職務）

第2条 市において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、この告示に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。
- 3 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき監査、検査、審査その他の行為に係る意見等を形成し、その結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長並びに法令又は条例に基づく関係機関の長及び必要と認められるもの（以下「関係機関の長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第3条 監査等（監査、検査、審査その他の行為のうち、財務監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び法第242条第1項の規定による請求（以下「住民監査請求」という。）に基づく監査をいう。以下同じ。）の目的は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の

施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを監査すること。

- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかどうかを検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうかを審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを審査すること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査 市内に在住する者が市長若しくは委員会若しくは委員又は市の職員（以下「市長等」という。）による違法な又は不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査の請求を行ったときに、当該請求に理由があるかどうかを監査すること。

2 前項第1号及び第2号に規定する監査は、法第199条第4項の規定により行う定期監査又は法第199条第5項の規定により行う随時監査として実施する。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この告示の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この告示に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第6条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの告示に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第7条 監査委員は、この告示に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。この場合において、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 住民監査請求に基づく監査の手続は、次に掲げるところによる。

(1) 市長等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実を是正し、市民全体の利益を確保する見地から、的確に実施すること。

(2) 第8条から前条まで、次条、第13条及び第15条の規定は、住民監査請求に基づく監査には適用しないこと。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第 13 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第 3 章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第 14 条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係機関の長等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係機関の長等に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

5 監査委員は、住民監査請求に基づく監査が終了したときは、その結果を当該監査の請求人に通知するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第 15 条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この告示に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第 6 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第 1 号から第 5 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - (7) 住民監査請求に基づく監査の実施及びその結果
 - (8) 前各号のほか、監査委員が必要と認める事項
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該

事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係機関の長等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第 17 条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
- (4) 住民監査請求に基づく監査の結果の内容

(措置状況の公表等)

第 18 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。
- 3 住民監査請求に基づく請求に理由があると認めるときは、議会、市長及び関係機関の長等又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告する。

(その他)

第 19 条 この告示の実施に関し必要な事項は、監査委員が協議して別に定める。

付 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。